

Press Release

報道関係者 各位

令和7年11月4日 【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長

寺脇 悠太郎

過重労働特別監督監理官 寺島 奈月

(直通電話) 022-299-8838

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和6年度の監督指導結果を公表します

宮城労働局(局長 松瀬 貴裕)では、このたび、令和6年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった451事業場のうち、223事業場(49.4%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、123事業場(違法な時間外労働があったもののうち55.2%)でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【**監督指導結果のポイント**】(令和6年4月~令和7年3月)

(1) 監督指導の実施事業場:

451 事業場

(2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの:

223 事業場(49.4%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:

123 事業場 (55.2%)

うち、月100時間を超えるもの:

62 事業場 (27.8%)

うち、月150時間を超えるもの:

12 事業場 (5.4%)

うち、月200時間を超えるもの:

1 事業場 (0.4%)

賃金不払残業があったもの:

44 事業場 (9.8%)

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:

89 事業場(19.7%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの:

241 事業場(53.4%)

労働時間の把握が不適正なため指導したもの:

77 事業場 (17.1%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和6年4月から令和7年3月までに、451事業場に対し監督指導を実施し、391事業場 (86.7%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働が あったものが223事業場、賃金不払残業があったものが44事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが89事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		E1 + 2 + 5 > 5 + 5 + 5	ツはせ海田バルムキ	Ξ	Eな違反事項別事	
		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
	合計 451 391 (注1,2) (100%) (86.7%)		223 (49.4%)			
	商業	102 (22.6%)	85	44	11	23
	製造業	57 (12.6%)	54	29	4	8
主	保健衛生業	43 (9.5%)	41	18	4	6
で業種	接客娯楽業	72 (16.0%)	65	46	8	19
悝	建設業	49 (10.9%)	46	27	8	13
	運輸交通業	59 (13.1%)	53	37	6	8
	その他の事業 (注6)	32 (7.1%)	23	14	2	6

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を 超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働 の上限規制)の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反[割増賃金]のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
451	104	178	80	44	34	11
431	(23.1%)	(39.5%)	(17.7%)	(9.8%)	(7.5%)	(2.4%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
451	55	106	62	49	81	98
451	(12.2%)	(23.5%)	(13.7%)	(10.9%)	(18%)	(21.7%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、241事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する 医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

		指導事項(注1)						
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェック制度を含むメンタル ヘルス対策に関する調査審議の実施		
241	68	68	78	161	14	20		

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3)「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、 常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、 常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずる こととした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めること などを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、77事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

		指導事項(注1)							
		自己申告制による場合							
指導事業場数	始業・終業時刻の 確認・記録(ガイド ライン4(1))	自己申告制の説 明(ガイドライン4 (3)ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン4(3) ウ・I)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン4(3) オ)	管理者の責務(ガ イドライン4(6))	労使協議組織の 活用(ガイドライン 4(7))			
77	54	6	25	1	4	0			

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった223事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、123事業場で1か月80時間を、うち62事業場で1か月100時間を、うち12事業場で1か月150時間を、うち1事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実 施事業場数	労働時間違	ᅃᆂᄪᄓᅩ	000±88±7			
	反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
451	223	100	123	62	12	1

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、25事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、169事業場でタイムカードを基礎に確認し、98事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、10事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、127事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

	原則的な方		自己申告制	
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を 基礎	(注2,3)
25	169	98	10	127

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

					Ę	令和5年度	4	令和6年度
監督指導	監督	監督実施事業場			426		451	
場		う	ち、	労働基準法などの法令違反あり		352 (82.6%)		391 (86.7%)
	1	違	法	な時間外労働があったもの		189 <i>(44.4%)</i>		223 (49.4%)
		_		時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間 1 か月当たり 80 時間を超えるもの		104 <55.0%>		123 <i><55.2%></i>
			1	か月当たり 100 時間を超えるもの		70 < <i>37.0%></i>		62 <i><27.8%></i>
主な 違反内容				1 か月当たり 150 時間を超えるもの		14 <7.4%>		12 <i><5.4%></i>
				1 か月当たり 200 時間を超えるもの		0 <i><0.0%></i>		1 <0.4%>
	2	2 賃金不払残業があったもの		不払残業があったもの		33 (7.7%)		44 (9.8%)
	3	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの			113 <i>(26.5%)</i>		89 <i>(19.7%)</i>	
主な健康		1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を 指導したもの			209 (49.1%)		241 (53.4%)	
障害防止 に関する 指導の状		うち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの			149 <i><71.3%></i>		161 <i><66.8%></i>	
況	2					77 (18.1%)		77 (17.1%)

監督指導において違法な長時間労働を認めた事例

宮城労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。 監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った 事例を紹介します。

事例1(倉庫業)

立入調査で把握した事実

倉庫業の事業場(労働者約20人)に立入調査を実施した。

予想を超える大幅な受注増加となったことに加え、人材確保競争の激化により思うように人員の補充ができないことから労働者1人当たりの業務量が増加し、36協定で定めた上限時間を超える最長で1か月当たり82.5時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告 (労働基準法第32条違反)
- ・時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

是正の取組

管理職への教育を実施し、管理意識を強化

・管理職に対して、労働時間の考え方、36協定の遵守、長時間労働が健康に与える 影響等に関する教育を行い、管理意識を強化する

時間外労働の見える化と管理体制の整備

- ・時間外・休日労働の削減に向け、各労働者の労働時間をグラフに示し見える化することで、管理者が個々人の時間外労働を把握し、労働者間の業務を平準化する
- ・10日に1度、時間外労働の集計を行い、45時間を閾値とした時間外労働のシミュレーションを行い、その結果、45時間を超える時間外労働が見込まれる労働者に対して必要な措置を講じることで長時間労働の未然防止に努める

人員の確保

・人員の確保の強化として、短期雇用から長期雇用への移行、派遣から直接雇用へ の切り替えを進める

取組の結果、時間外・休日労働時間数は最長でも月45時間未満に減少

事例2 (保健衛生業)

立入調査で把握した事実

社会福祉施設を運営する事業場(労働者約500人)に立入調査を実施した。

急な欠員による人手不足のため、一朝一夕では育成が困難な業務が、一部の経験豊富な労働者に集中してしまい、36協定で定めた上限時間を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限(月100時間未満、複数月平均80時間以内)を超える、最長で1か月当たり101時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告 (労働基準法第32条違反)
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告(労働基準法第36条第6項違反)
- ・時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

長時間労働是正の取組

人員を拡充するとともに、定期的に労働時間の状況を実施

- ・管理部門において労働時間の状況を日々点検し、月45時間を超える時間外労働が 予測される場合は、業務分散・タスクシェアを行う
- ・ 入社して間もない労働者への定期面談を実施することで、入社後の不安や悩みを 早期に解消し退職抑制につなげる
- ・中堅の労働者について、複数部署の業務ができるようジョブローテーションを実施するとともに、当該労働者のモチベーションを高める取り組み(報酬の支払いなど)を推進する
- ・採用強化を図るため有効な求人媒体及び時期を見極め、職場の魅力を発信する ことで応募者増加を図る

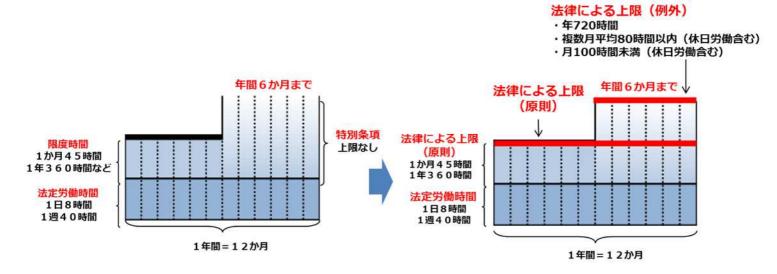
取組の結果、時間外・休日労働時間数は最長でも月40時間未満に減少

参考資料

時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により改正された労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間(限度時間)とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)とされた。

限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。 平成31年4月1日施行 / 中小企業は令和2年4月1日施行 / 一部、令和6年4月1日から適用開始。



< 令和6年度適用開始業務等>

事業・業務	令和6年4月1日以降
建設事業	災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 ノ 月100時間未満 ノ 2 ~ 6 か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2 ~ 6 か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年 6 か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。時間外労働と休日労働の合計について、
鹿児島県及び沖縄県における 砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。

労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。(ガイドライン4(1))

自己申告により労働時間を把握する場合の措置

自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等 ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。(ガイドライン4(3)ア・イ)

自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。(ガイドライン4(3)ウ・エ)

労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。(ガイドライン4(3)オ)

労働時間を管理する者の職務

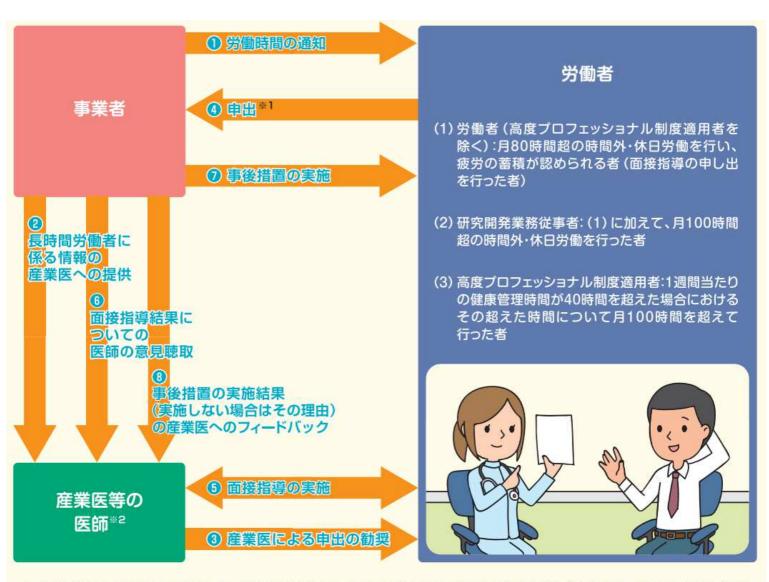
事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。 (ガイドライン4(6))

労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。(ガイドライン4(7))

長時間労働者への医師による面接指導制度

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、事業者は長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければなりません。 面接指導により、当該労働者の健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとと もに、その結果を踏まえた事後措置を講じます。



- ※1 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。
- ※2 労働者数50人未満の小規模事業場は、地域産業保健センターの活用が可能。



▋ ストレスチェック制度

- 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、労働者自身のストレスへの気付きを促し、個々のストレスを低減するとともに、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導を実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。加えて、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものの低減に努めることを事業者に求めるものです。
- 〇 ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施については、平成27年12月に労働者数50人以上の事業場において義務化されました。また、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にも義務化されます(公布後3年以内に施行)。

ストレスチェックの実施

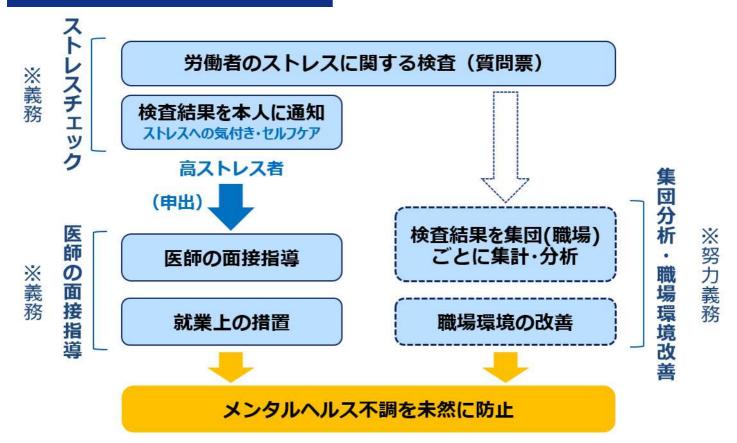
・常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。

面接指導の実施

- ・高ストレス者と選定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施する必要があります。
- ・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、 就業上の措置を講じる必要があります。

労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。

ストレスチェック制度の流れ



■ 働き方改革推進支援助成金のご案内

業種別課題対応コース

特定の業種を対象とし、生産性を向上させ、時間外労働の削減、 週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き 方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さま を支援します。



コース別HPはこちら

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

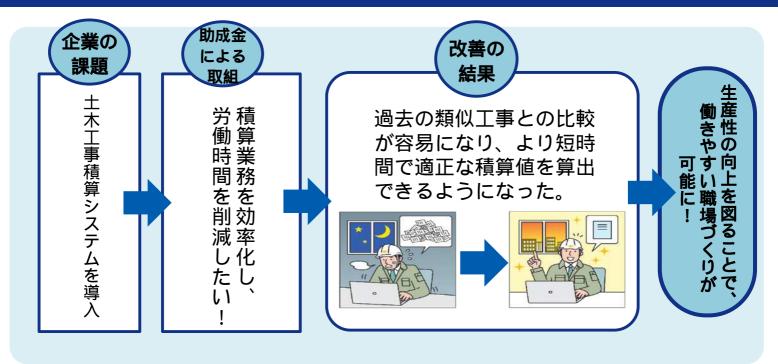
勤務間インターバル導入コース

生産性を向上させ、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

助成金の活用事例(業種別課題対応コース(建設業)の事例)





ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**に お尋ねください。

